

湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会組織要綱

令和 6 年 12 月 18 日

告示第 84 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条及び湖南省教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和 3 年湖南省条例第 27 号）の規定に基づき、市長が管理し、及び執行することとされている文化財の保護に関する事務に関し、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 183 条の 9 の規定に基づき、湖南省文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を策定するため、湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(組織)

第 2 条 協議会は、法第 183 条の 9 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げるもののうちから、15 人以内の構成員をもって組織する。

(任期)

第 3 条 構成員の任期は、委嘱又は任命の日から地域計画の策定（地域計画の変更を含む。）の日までとする。

2 構成員が欠けた場合は補充できるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、文化財に関する事務を所管する課において処理する。

附 則

この告示は、令和 6 年 12 月 18 日から施行する。